

原子力発第19056号
令和元年5月21日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇 人

原子炉施設保安規定変更の補正に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 補正の理由

原子炉施設保安規定変更認可申請後の原子力規制庁の審査が実施されているが、その審査の過程で運用の明確化が必要となったことから、記載内容を補正する。

2. 補正の概要

平成31年2月27日付事前連絡した原子炉施設保安規定変更の記載内容の一部を補正する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の補正前・後の比較表

補正前	補正後	備考
<p data-bbox="522 264 1104 296">重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p data-bbox="210 352 1418 468">本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p data-bbox="210 478 1418 594">また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表－1 から表－19 に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。</p> <p data-bbox="210 642 448 674">1 重大事故等対策</p> <p data-bbox="210 684 700 716">1.1 重大事故等対策のための計画の策定</p> <p data-bbox="255 751 329 783">(中略)</p> <p data-bbox="240 831 433 863">(2) 体制の整備</p> <p data-bbox="290 867 1418 993">安全技術課長および発電課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「発電所災害対策要員」という。）を配置し、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織ならびにその支援組織の役割分担および責任者などを定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p data-bbox="305 1035 379 1066">(中略)</p> <p data-bbox="290 1108 1418 1140">f. 所長は、重大事故等発生時、直ちに非常体制を発令するとともに<u>発電管理部長</u>へ報告する。</p> <p data-bbox="255 1192 329 1224">(中略)</p> <p data-bbox="210 1308 730 1339">1.4 重大事故等発生時の支援に関する活動</p> <p data-bbox="270 1350 1418 1465">原子力部長は、重大事故等発生時における原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の(1)から(3)を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p data-bbox="240 1518 1418 1633">(1) 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために、以下に示す災害対策本部（松山、高松）の役割分担および責任者などを社内規定に定め、体制を確立する。</p> <p data-bbox="255 1644 1418 1759">a. <u>発電管理部長</u>は、発電所における非常体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力本部長に報告し、社長は本店に非常体制を発令し、原子力本部長は原子力本部（松山）に非常体制を発令する。</p> <p data-bbox="305 1801 379 1833">(中略)</p>	<p data-bbox="1754 264 2335 296">重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p data-bbox="1439 352 2650 468">本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p data-bbox="1439 478 2650 594">また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表－1 から表－19 に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。</p> <p data-bbox="1439 642 1676 674">1 重大事故等対策</p> <p data-bbox="1439 684 1929 716">1.1 重大事故等対策のための計画の策定</p> <p data-bbox="1481 751 1555 783">(中略)</p> <p data-bbox="1466 831 1659 863">(2) 体制の整備</p> <p data-bbox="1516 867 2650 993">安全技術課長および発電課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「発電所災害対策要員」という。）を配置し、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織ならびにその支援組織の役割分担および責任者などを定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p data-bbox="1531 1035 1605 1066">(中略)</p> <p data-bbox="1516 1108 2650 1140">f. 所長は、重大事故等発生時、直ちに非常体制を発令するとともに<u>発電管理部長</u>へ報告する。</p> <p data-bbox="1481 1192 1555 1224">(中略)</p> <p data-bbox="1439 1308 1958 1339">1.4 重大事故等発生時の支援に関する活動</p> <p data-bbox="1484 1350 2650 1465">原子力部長は、重大事故等発生時における原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の(1)から(3)を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p data-bbox="1466 1518 2650 1633">(1) 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために、以下に示す災害対策本部（松山、高松）の役割分担および責任者などを社内規定に定め、体制を確立する。</p> <p data-bbox="1484 1644 2650 1759">a. <u>発電管理部長</u>は、発電所における非常体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力本部長に報告し、社長は本店に非常体制を発令し、原子力本部長は原子力本部（松山）に非常体制を発令する。</p> <p data-bbox="1531 1801 1605 1833">(中略)</p>	<p data-bbox="2680 264 2843 296">本頁変更なし</p>

補正前	補正後	備考
<p>(2) <u>発電管理部長</u>は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて災害対策本部（松山，高松）が中心となって社内外の関係各所と連携し、適切，かつ，効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>体制を確立するにあたっては，以下の事項を考慮する。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) <u>発電管理部長</u>は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材を配備する。資機材の配備にあたっては，以下の事項を考慮する。</p> <p>a. <u>発電管理部長</u>は，他の原子力事業者より，支援に係る人員の派遣，資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他，原子力緊急事態支援組織からは，被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材，資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>b. <u>発電管理部長</u>は，発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備，主要な設備の取替部品および燃料等について支援を受けることによって，発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い，継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>c. <u>発電管理部長</u>は，原子力事業所災害対策支援拠点から，災害対策支援に必要な資機材として，食料，その他の消耗品，汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>1.5 重大事故等発生時の支援に関する活動の実施</p> <p><u>発電管理部長</u>は，1.4で定めた計画に基づき，重大事故等発生時の支援に関する活動を適切に行う。</p> <p>1.6 定期的な評価</p> <p><u>発電管理部長</u>は，1.5項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>また<u>発電管理部長</u>は，1.4で定めた事項について，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるよう<u>必要に応じて計画の見直し等</u>必要な措置を行う。</p>	<p>(2) <u>発電管理部長</u>は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために，重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて災害対策本部（松山，高松）が中心となって社内外の関係各所と連携し，適切，かつ，効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>体制を確立するにあたっては，以下の事項を考慮する。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) <u>発電管理部長</u>は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材を配備する。資機材の配備にあたっては，以下の事項を考慮する。</p> <p>a. <u>発電管理部長</u>は，他の原子力事業者より，支援に係る人員の派遣，資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他，原子力緊急事態支援組織からは，被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材，資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>b. <u>発電管理部長</u>は，発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備，主要な設備の取替部品および燃料等について支援を受けることによって，発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い，継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>c. <u>発電管理部長</u>は，原子力事業所災害対策支援拠点から，災害対策支援に必要な資機材として，食料，その他の消耗品，汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>1.5 重大事故等発生時の支援に関する活動の実施</p> <p><u>発電管理部長</u>は，1.4で定めた計画に基づき，重大事故等発生時の支援に関する活動を適切に行う。</p> <p>1.6 定期的な評価</p> <p><u>発電管理部長</u>は，1.5項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>また<u>発電管理部長</u>は，1.4で定めた事項について，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるよう必要な措置を行う。</p> <p><u>発電管理部長は，1.4で定めた計画を見直す場合は，原子力部長の承認を得る。</u></p>	<p>組織変更に伴う変更（実施者の明確化）</p>

補正前	補正後	備考
<p>2 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応のための計画の策定</p> <p>安全技術課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画（訓練計画課長および発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>訓練計画課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち教育および訓練の管理に係る事項として、次の2.1項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>発電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p>2.4 大規模損壊発生時の支援に関する活動</p> <p>原子力部長は、大規模損壊発生時における原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の(1)および(2)を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。<u>発電管理部長</u>は、大規模損壊発生時の体制について、組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。</p> <p>(中略)</p> <p>2.5 大規模損壊発生時の支援に関する活動の実施</p> <p><u>発電管理部長</u>は、2.4で定めた計画に基づき、大規模損壊発生時の支援に関する活動を適切に行う。</p> <p>2.6 定期的な評価</p> <p><u>発電管理部長</u>は、2.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>また<u>発電管理部長</u>は、2.4で定めた事項について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるよう<u>必要に応じて計画の見直し等</u>必要な措置を行う。</p>	<p>2 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応のための計画の策定</p> <p>安全技術課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画（訓練計画課長および発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>訓練計画課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち教育および訓練の管理に係る事項として、次の2.1項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>発電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p>2.4 大規模損壊発生時の支援に関する活動</p> <p>原子力部長は、大規模損壊発生時における原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の(1)および(2)を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。<u>発電管理部長</u>は、大規模損壊発生時の体制について、組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。</p> <p>(中略)</p> <p>2.5 大規模損壊発生時の支援に関する活動の実施</p> <p><u>発電管理部長</u>は、2.4で定めた計画に基づき、大規模損壊発生時の支援に関する活動を適切に行う。</p> <p>2.6 定期的な評価</p> <p><u>発電管理部長</u>は、2.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>また<u>発電管理部長</u>は、2.4で定めた事項について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるよう必要な措置を行う。</p> <p><u>発電管理部長は、2.4で定めた計画を見直す場合は、原子力部長の承認を得る。</u></p>	<p>組織変更に伴う変更（実施者の明確化）</p>